

## 設計契約におけるプロポーザル方式について

### 1 プロポーザル方式とは

発注者は事前に業務（あるいは建築物）の場所・目的・期間を提示し、受託希望者はその業務（設計）に対する遂行方法、その方法を選択するメリットを提案し、提案内容についてのヒアリングを行う。発注者は提案書並びにヒアリングの結果を基に受託希望者を選定する。

### 2 プロポーザル方式の特性（メリット）

- (1) 建築設計は、あらかじめその内容や結果が目に見える形になっているものでなく、設計者によってその結果に差が生じるものである。プロポーザル方式を採用することによって、高い技術力や経験を持つ設計者を選定することができる。
- (2) プロポーザル方式では、具体的な設計が設計者と受注者との共同作業により進められることによって、より質の高い建築設計になる。
- (3) プロポーザル方式では、「選定委員会」で設計者を選定することになるため、発注者の考え方や要望を良く理解した設計者を選定することができる。

### 3 プロポーザル方式の課題

- (1) プロポーザルの手続きにある程度の期間が必要であり、一般競争入札や指名競争入札と比べると、設計委託契約の時期が遅くなる。
- (2) 客観的な評価基準による審査の公平性、選定プロセスの透明性を担保できる体制と方法を確保する必要がある。